

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月2日

佐賀県人事委員会委員長 江崎 匡 慶

佐賀県人事委員会規則第20号

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第3（第14条関係）		別表第3（第14条関係）	
事由	期間、日数又は時間	事由	期間、日数又は時間
1・2 略		1・2 略	
3 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合	略	3 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人 <u>その他職員</u> の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）第14条第1項の人事委員会規則で定める者として官公署に出頭する場合	略
4～21 略		4～21 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。